

鳥取市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第23号

鳥取市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市国民健康保険条例施行規則（昭和34年鳥取市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「減額免除、又は支払の猶予を受けようとする世帯主」を「減額若しくは免除又は徴収猶予（以下「減額等」という。）を受けようとする世帯主」に、「その減額免除、又は支払の猶予」を「その減額等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、一部負担金の徴収猶予については、急患その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至った後、直ちにこれを提出しなければならない。

第10条の次に次の1条を加える。

（一部負担金の減額等の取消し）

第10条の2 市長は、偽りその他不正の行為により、一部負担金の減額又は免除を受けた被保険者がある場合には、直ちに、当該一部負担金の減額又は免除を取り消し、当該被保険者がその取消しの日の前日までに減額又は免除によりその支払を免れた額について、期限を付して、当該被保険者の属する世帯の世帯主から返還させなければならない。

2 市長は、一部負担金の徴収猶予を受けた被保険者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予の全部又は一部を取り消し、当該被保険者の属する世帯の世帯主から一時に徴収することができる。

(1) 徴収猶予を受けた被保険者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予することが不相当であると認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為により徴収猶予を受けたと認められるとき。

3 市長は、前2項に規定する決定をした場合は、速やかにその旨を様式第2号の3の通知書により当該世帯主に通知するものとする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第10条関係)

鳥取市国民健康保険一部負担金 減額免除徴収猶予 申請書

被保険者番号		療養の給付を受ける者の氏名	
		個人番号	- -
生年月日		世帯主との続柄	
傷病名		発病又は負傷年月日	
減額免除徴収猶予	割合 期間	割 月	事由

上記のとおり、国民健康保険一部負担金の（減額・免除・徴収猶予）を受けたいので、鳥取市国民健康保険条例施行規則第10条の規定により申請します。

年 月 日

鳥取市長 様

申請者（世帯主）

住 所

氏 名

個人番号

-

-

傷 病 証 明 書

※保険医療機関名・所在	⑩				
※傷病名		発病又は負傷	年 月 日		
※保険医療機関の意見	診 療 見 込 期 間	診 療 見 込 金 額			
	月 日 から	投薬処置等	入 院	計	
	日 間	日	日	日	
	月 日 まで	円	円	円	

※保険医療機関記載部分

様式第2号中

「

承認しない理由	
---------	--

を

「

承認しない理由	
保険医療機関等の名称及び所在	

に

」

改める。

様式第2号の2の次に次の1様式を加える。

様式第2号の3(第10条の2関係)

年 月 日

住所

氏名 様

鳥取市長



一部負担金 減 額 の 全 部 取 消 決 定 通 知 書
徴収猶予 免 除 の 一 部

被 保 険 者 番 号	療養の給付を受け る 者 の 氏 名	世 帯 主 と の 続 柄
	生 年 月 日	
住 所	世 帯 主 氏 名	
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
承 認 の 内 容	減 額 (割) 免 除 徴収猶予	期 間 年 月 日から 年 月 日まで
保険医療機関等の 名称及び所在		

減 額

上記の 年 月 日付け 一部負担金 免除 承認決定については、下記の理由により
徴収猶予

全部
一部 の取消しを決定しましたので通知します。

減 額

なお、すでに 免除 により支払を免れた一部負担金については、 年 月 日まで
徴収猶予

に、別紙納入通知書により納入してください。

記

取消理由	
------	--

(教示)

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に係る裁決の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第7号から様式第7号の7までを次のように改める。

様式第7号(第14条の2関係)

年度 国民健康保険料 納付通知書

(世帯主) 様

国民健康保険料を本書のとおり決定しましたので
通知します。

年 月 日
鳥取市長 氏名 印

お問い合わせ番号
通知書番号
記号番号

振替口座	
取扱機関コード	
取扱機関名	
口座名義人	
口座種別	
口座番号	

鳥取県鳥取市

国民健康保険料の算出内訳 兼 変更通知

						通知書番号			
		医療分(変更前)	支援分(変更前)	介護分(変更前)	子ども分(変更前)	医療分(変更後)	支援分(変更後)	介護分(変更後)	子ども分(変更後)
軽減判定総所得			同 左				同 左		
所得割の元となる額			同 左				同 左		
A 所得割額									
B 均等割額									
C 平等割額									
①=A+B+C計									
軽減額	区分								
	D 均等割額								
	E 平等割額								
F 限度超過額									
②=①-D-E-F算出額									
減免額									
③月割増減額									
④賦課額									
⑤離職賦課減額									
変更の理由									

国民健康保険料の期別賦課額

医療分		支援分	介護分	子ども分	合計	通知書番号	
						記号番号	
期別(月別)	納期限	変更前	変更後	納付済額	差引納付額		
普通徴収							
特別徴収	1期(4月)						
	2期(6月)						
	3期(8月)						
	4期(10月)						
	5期(12月)						
	6期(2月)						

■国民健康保険料の料率等

国民健康保険料は、被保険者ごとに医療分・支援分・介護分・子ども分を下記に記載した 3 項目に基づいて算出し、被保険者全員の合計額を世帯ごとに負担していただきます。

介護分は、国民健康保険に加入している 40 歳から 64 歳までの方(40 歳の誕生月から 65 歳の誕生月前月までの間)にかかります。

区分	医療分	支援分	介護分	子ども分	内容
所得割	%	%	%	%	前年中の総所得金額等に対する保険料額
均等割	円	円	円	() 円	1 人当たりにかかる保険料額 ※ () 内は 18 歳以上にかかる均等割額
平等割	円	円	円	円	1 世帯当たりにかかる保険料額

■国民健康保険料の口座振替日

国民健康保険料は通常、年 10 回で納めていただきます。

6 月に賦課額が確定しますので、第 1 期(6 月)から第 10 期(翌年 3 月)の 10 回で納めていただくことになります。

納期	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期
振替日										

■納付義務者は世帯主

国民健康保険では、1 人ひとりが被保険者となりますが、加入は世帯ごとになります。保険料の納付も世帯ごとで、納付義務者は世帯主です。

なお、世帯主自身が他の健康保険に加入している場合も、納付義務者は世帯主(擬制世帯主)で、納付通知書は世帯主あてに送付します。

(裏面)

国民健康保険料についての説明

- 1 納付義務者 国民健康保険料は、国民健康保険法第 76 条の規定により世帯主が納付義務者となります。
- 2 料 率 保険料は、基礎賦課額(医療分保険料)、後期高齢者支援金等賦課額(支援分保険料)、第 2 号被保険者(40 歳以上 65 歳未満の被保険者)につき算定した介護納付金賦課額(介護分保険料)及び子ども・子育て支援納付金賦課額(子ども分保険料)の合算額です。ただし、医療分保険料・支援分保険料・介護分・子ども分保険料がそれぞれの賦課限度額を超えた場合は、賦課限度額を徴収します。
- 3 保険料の減額 鳥取市国民健康保険条例第 18 条の規定に該当する世帯に対しては、世帯主、被保険者及び旧国保被保険者の所得を合算して判定し、医療分保険料、支援分保険料、介護分保険料及び子ども分保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ減額します。

※「旧国保被保険者」とは、後期高齢者医療の被保険者のうち、次のア及びイに該当する人をいいます。

ア 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する人

イ 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主(以後継続して世帯主である人に限ります。)と当該日以後継続して同一の世帯に属する人(当該日に国民健康保険の世帯主であった場合においては、当該日以後継続して国民健康保険の世帯主である人)

※災害、病気等により生活が著しく困難となった場合、減免制度があります。申請期限は納期限までですので、お早めにご相談ください。

- 4 督促及び延滞金 各納期限までに保険料を完納しなかったときは、督促を受け、さらに滞納処分が行われるほか、条例の定めにより延滞金が加算されます。
- 5 審査請求 この保険料の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で県の国民健康保険審査会に審査の請求をすることができます。ただし、前記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなります。
- 6 取消しの訴え この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に係る裁決の通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき、正当な理由があるとき。

様式第7号の2(第14条の2関係)

(世帯主) 様

年度 国民健康保険料 納付通知書

国民健康保険料を本書のとおり決定しましたので
通知します。各納期限までに納めてください。

年 月 日
鳥取市長 氏名

お問い合わせ番号
通知書番号
記号番号

鳥取県鳥取市

国民健康保険料の算出内訳 兼 変更通知

						通知書番号				
		医療分(変更前)	支援分(変更前)	介護分(変更前)	子ども分(変更前)	医療分(変更後)	支援分(変更後)	介護分(変更後)	子ども分(変更後)	
軽減判定総所得			同 左				同 左			
所得割の元となる額			同 左				同 左			
A 所得割額										
B 均等割額										
C 平等割額										
①=A+B+C計										
軽減額	区分									
	D 均等割額									
	E 平等割額									
F 限度超過額										
②=①-D-E-F算出額										
減 免 額										
③月割増減額										
④賦 課 額										
⑤離職賦課減額										
変更の理由										

国民健康保険料の期別賦課額

医療分		支援分	介護分	子ども分	合計	通知書番号	
						記号番号	
期別(月別)	納期限	変更前	変更後	納付済額	差引納付額		
普通徴収							
特別徴収	1期(4月)						
	2期(6月)						
	3期(8月)						
	4期(10月)						
	5期(12月)						
	6期(2月)						

■国民健康保険料の料率等

国民健康保険料は、被保険者ごとに医療分・支援分・介護分・子ども分を下記に記載した3項目に基づいて算出し、被保険者全員の合計額を世帯ごとに負担していただきます。

介護分は、国民健康保険に加入している40歳から64歳までの方(40歳の誕生月から65歳の誕生月前月までの間)にかかります。

区分	医療分	支援分	介護分	子ども分	内容
所得割	%	%	%	%	前年中の総所得金額等に対する保険料額
均等割	円	円	円	() 円	1人当たりにかかる保険料額 ※()内は18歳以上にかかる均等割額
平等割	円	円	円	円	1世帯当たりにかかる保険料額

■国民健康保険料の納期

国民健康保険料は通常、年10回で納めていただきます。

6月に賦課額が確定しますので、第1期(6月)から第10期(翌年3月)の10回で納めていただくことになります。

納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

■納付義務者は世帯主

国民健康保険では、1人ひとりが被保険者となりますが、加入は世帯ごとになります。保険料の納付も世帯ごとで、納付義務者は世帯主です。

なお、世帯主自身が他の健康保険に加入している場合も、納付義務者は世帯主(擬制世帯主)で、納付通知書は世帯主あてに送付します。

(裏面)

国民健康保険料についての説明

- 1 納付義務者 国民健康保険料は、国民健康保険法第 76 条の規定により世帯主が納付義務者となります。
- 2 料 率 保険料は、基礎賦課額(医療分保険料)、後期高齢者支援金等賦課額(支援分保険料)、第 2 号被保険者(40 歳以上 65 歳未満の被保険者)につき算定した介護納付金賦課額(介護分保険料)及び子ども・子育て支援納付金賦課額(子ども分保険料)の合算額です。ただし、医療分保険料・支援分保険料・介護分・子ども分保険料がそれぞれの賦課限度額を超えた場合は、賦課限度額を徴収します。
- 3 保険料の減額 鳥取市国民健康保険条例第 18 条の規定に該当する世帯に対しては、世帯主、被保険者及び旧国保被保険者の所得を合算して判定し、医療分保険料、支援分保険料、介護分保険料及び子ども分保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ減額します。

※「旧国保被保険者」とは、後期高齢者医療の被保険者のうち、次のア及びイに該当する人をいいます。

ア 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する人

イ 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主(以後継続して世帯主である人に限ります。)と当該日以後継続して同一の世帯に属する人(当該日に国民健康保険の世帯主であった場合においては、当該日以後継続して国民健康保険の世帯主である人)

※災害、病気等により生活が著しく困難となった場合、減免制度があります。申請期限は納期限までですので、お早めにご相談ください。

- 4 督促及び延滞金 各納期限までに保険料を完納しなかったときは、督促を受け、さらに滞納処分が行われるほか、条例の定めにより延滞金が加算されます。
- 5 審査請求 この保険料の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で県の国民健康保険審査会に審査の請求をすることができます。ただし、前記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなります。
- 6 取消しの訴え この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に係る裁決の通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき、正当な理由があるとき。

様式第7号の3(第14条の2関係)

年度 国民健康保険料 納付通知書

(世帯主) 様

国民健康保険料を本書のとおり決定しましたので
通知します。各納期限までに納めてください。

賦課額 納期到来額 納付額				

年 月 日

鳥取市長 氏名 印

お問い合わせ番号
通知書番号
記号番号

鳥取県鳥取市

国民健康保険料の算出内訳 兼 変更通知

						通知書番号				
		医療分(変更前)	支援分(変更前)	介護分(変更前)	子ども分(変更前)	医療分(変更後)	支援分(変更後)	介護分(変更後)	子ども分(変更後)	
軽減判定総所得			同 左				同 左			
所得割の元となる額			同 左				同 左			
A 所得割額										
B 均等割額										
C 平等割額										
①=A+B+C計										
軽減額	区分									
	D 均等割額									
	E 平等割額									
F 限度超過額										
②=①-D-E-F算出額										
減免額										
③月割増減額										
④賦課額										
⑤離職賦課減額										
変更の理由										

■国民健康保険料の料率等

国民健康保険料は、被保険者ごとに医療分・支援分・介護分・子ども分を下記に記載した 3 項目に基づいて算出し、被保険者全員の合計額を世帯ごとに負担していただきます。

介護分は、国民健康保険に加入している 40 歳から 64 歳までの方(40 歳の誕生月から 65 歳の誕生月前月までの間)にかかります。

区 分	医 療 分	支 援 分	介 護 分	子 ども 分	内 容
所得割	%	%	%	%	前年中の総所得金額等に対する保険料額
均等割	円	円	円	() 円	1 人当たりにかかる保険料額 ※ () 内は 18 歳以上にかかる均等割額
平等割	円	円	円	円	1 世帯当たりにかかる保険料額

■納付義務者は世帯主

国民健康保険では、1 人ひとりが被保険者となりますが、加入は世帯ごとになります。保険料の納付も世帯ごとで、納付義務者は世帯主です。
なお、世帯主自身が他の健康保険に加入している場合も、納付義務者は世帯主(擬制世帯主)で、納付通知書は世帯主あてに送付します。

(裏面)

国民健康保険料についての説明

- 1 納付義務者 国民健康保険料は、国民健康保険法第 76 条の規定により世帯主が納付義務者となります。
- 2 料 率 保険料は、基礎賦課額(医療分保険料)、後期高齢者支援金等賦課額(支援分保険料)、第 2 号被保険者(40 歳以上 65 歳未満の被保険者)につき算定した介護納付金賦課額(介護分保険料)及び子ども・子育て支援納付金賦課額(子ども分保険料)の合算額です。ただし、医療分保険料・支援分保険料・介護分・子ども分保険料がそれぞれの賦課限度額を超えた場合は、賦課限度額を徴収します。
- 3 保険料の減額 鳥取市国民健康保険条例第 18 条の規定に該当する世帯に対しては、世帯主、被保険者及び旧国保被保険者の所得を合算して判定し、医療分保険料、支援分保険料、介護分保険料及び子ども分保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ減額します。

※「旧国保被保険者」とは、後期高齢者医療の被保険者のうち、次のア及びイに該当する人をいいます。

ア 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する人

イ 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主(以後継続して世帯主である人に限ります。)と当該日以後継続して同一の世帯に属する人(当該日に国民健康保険の世帯主であった場合においては、当該日以後継続して国民健康保険の世帯主である人)

※災害、病気等により生活が著しく困難となった場合、減免制度があります。申請期限は納期限までですので、お早めにご相談ください。

- 4 督促及び延滞金 各納期限までに保険料を完納しなかったときは、督促を受け、さらに滞納処分が行われるほか、条例の定めにより延滞金が加算されます。
- 5 審査請求 この保険料の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で県の国民健康保険審査会に審査の請求をすることができます。ただし、前記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなります。
- 6 取消しの訴え この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に係る裁決の通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき、正当な理由があるとき。

様式第7号の4(第14条の3関係)

年度 国民健康保険料 減額更正通知書

(世帯主) 様

国民健康保険料を本書のとおり決定しましたので
通知します。

年 月 日
鳥取市長 氏名 印

お問い合わせ番号
通知書番号
記号番号

振 替 口 座	
取扱機関コード	
取扱機関名	
口座名義人	
口座種別	
口座番号	

鳥取県鳥取市

国民健康保険料の算出内訳 兼 変更通知

					通知書番号			
	医療分(変更前)	支援分(変更前)	介護分(変更前)	子ども分(変更前)	医療分(変更後)	支援分(変更後)	介護分(変更後)	子ども分(変更後)
軽減判定総所得		同 左				同 左		
所得割の元となる額		同 左				同 左		
A 所得割額								
B 均等割額								
C 平等割額								
①=A+B+C計								
軽減額	区分							
	D 均等割額							
	E 平等割額							
F 限度超過額								
②=①-D-E-F算出額								
減 免 額								
③月割増減額								
④賦 課 額								
⑤離職賦課減額								
変更の理由								

国民健康保険料の期別賦課額

医療分		支援分	介護分	子ども分	合計	通知書番号	
						記号番号	
期別(月別)	納期限	変更前	変更後	納付済額	差引納付額		
普通徴収							
特別徴収	1期(4月)						
	2期(6月)						
	3期(8月)						
	4期(10月)						
	5期(12月)						
	6期(2月)						

■国民健康保険料の料率等

国民健康保険料は、被保険者ごとに医療分・支援分・介護分・子ども分を下記に記載した3項目に基づいて算出し、被保険者全員の合計額を世帯ごとに負担していただきます。

介護分は、国民健康保険に加入している40歳から64歳までの方(40歳の誕生月から65歳の誕生月前月までの間)にかかります。

区分	医療分	支援分	介護分	子ども分	内容
所得割	%	%	%	%	前年中の総所得金額等に対する保険料額
均等割	円	円	円	() 円	1人当たりにかかる保険料額 ※()内は18歳以上にかかる均等割額
平等割	円	円	円	円	1世帯当たりにかかる保険料額

■国民健康保険料の口座振替日

国民健康保険料は通常、年10回で納めていただきます。

6月に賦課額が確定しますので、第1期(6月)から第10期(翌年3月)の10回で納めていただくことになります。

納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
振替日										

■納付義務者は世帯主

国民健康保険では、1人ひとりが被保険者となりますが、加入は世帯ごとになります。保険料の納付も世帯ごとで、納付義務者は世帯主です。

なお、世帯主自身が他の健康保険に加入している場合も、納付義務者は世帯主(擬制世帯主)で、納付通知書は世帯主あてに送付します。

(裏面)

国民健康保険料についての説明

- 1 納付義務者 国民健康保険料は、国民健康保険法第 76 条の規定により世帯主が納付義務者となります。
- 2 料 率 保険料は、基礎賦課額(医療分保険料)、後期高齢者支援金等賦課額(支援分保険料)、第 2 号被保険者(40 歳以上 65 歳未満の被保険者)につき算定した介護納付金賦課額(介護分保険料)及び子ども・子育て支援納付金賦課額(子ども分保険料)の合算額です。ただし、医療分保険料・支援分保険料・介護分・子ども分保険料がそれぞれの賦課限度額を超えた場合は、賦課限度額を徴収します。
- 3 保険料の減額 鳥取市国民健康保険条例第 18 条の規定に該当する世帯に対しては、世帯主、被保険者及び旧国保被保険者の所得を合算して判定し、医療分保険料、支援分保険料、介護分保険料及び子ども分保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ減額します。

※「旧国保被保険者」とは、後期高齢者医療の被保険者のうち、次のア及びイに該当する人をいいます。

ア 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する人

イ 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主(以後継続して世帯主である人に限ります。)と当該日以後継続して同一の世帯に属する人(当該日に国民健康保険の世帯主であった場合においては、当該日以後継続して国民健康保険の世帯主である人)

※災害、病気等により生活が著しく困難となった場合、減免制度があります。申請期限は納期限までですので、お早めにご相談ください。

- 4 督促及び延滞金 各納期限までに保険料を完納しなかったときは、督促を受け、さらに滞納処分が行われるほか、条例の定めにより延滞金が加算されます。
- 5 審査請求 この保険料の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で県の国民健康保険審査会に審査の請求をすることができます。ただし、前記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなります。
- 6 取消しの訴え この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に係る裁決の通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき、正当な理由があるとき。

様式第7号の5(第15条関係)

年度 国民健康保険料納付通知書兼特別徴収開始通知

(世帯主) 様

年 月 日
鳥取市長 氏名 印

お問い合わせ番号
通知書番号
記号番号

鳥取県鳥取市

国民健康保険料の算出内訳 兼 変更通知

						通知書番号			
		医療分(変更前)	支援分(変更前)	介護分(変更前)	子ども分(変更前)	医療分(変更後)	支援分(変更後)	介護分(変更後)	子ども分(変更後)
軽減判定総所得			同 左				同 左		
所得割の元となる額			同 左				同 左		
A 所得割額									
B 均等割額									
C 平等割額									
①=A+B+C計									
軽減額	区分								
	D 均等割額								
	E 平等割額								
F 限度超過額									
②=①-D-E-F算出額									
減 免 額									
③月割増減額									
④賦 課 額									
⑤離職賦課減額									
変更の理由									

国民健康保険料の期別賦課額等

普通徴収 期割額	期別	変更前	変更後	納付済額	差引納付額	

特別徴収	月別	変更前	変更後

保険料率	区分	医療分	支援分	介護分	子ども分
	所得割	%	%	%	%
	均等割	円	円	円	() 円
	平等割	円	円	円	円

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

■国民健康保険料の計算

国民健康保険料は、被保険者ごとに医療分・支援分・介護分・子ども分を下記に記載した 3 項目に基づいて算出し、被保険者全員の合計額を世帯ごとに負担していただきます。介護分は、国民健康保険に加入している 40 歳から 64 歳までの方(40 歳の誕生日月から 65 歳の誕生日前月までの間)にかかります。

所得割：前年中の総所得金額等に対する保険料額

均等割：1 人当たりにかかる保険料額

平等割：1 世帯当たりにかかる保険料額

■納付義務者は世帯主

国民健康保険では、1 人ひとりが被保険者となりますが、加入は世帯ごとになります。保険料の納付も世帯ごとで、納付義務者は世帯主です。なお、世帯主自身が他の健康保険に加入している場合も、納付義務者は世帯主(擬制世帯主)で、納付通知書は世帯主あてに送付します。

■特別徴収について

国民健康保険料を年金からの引き落としでお支払いいただく方法を特別徴収といいます。

特別徴収の対象世帯については納付義務者である世帯主の年金から保険料が引き落としになります。

特別徴収の対象世帯は、次の①～③のすべてにあてはまり、年金保険者から特別徴収対象者として通知された世帯です。

①世帯内の国保被保険者全員(世帯主も国保被保険者)が 65 歳以上 75 歳未満。

②特別徴収の対象となる年金(担保に供していないものに限る)の受給額が年額 18 万円以上。

③年金から引かれる国民健康保険料と介護保険料の合計額が年金額の 2 分の 1 を超えていない。

◎特別徴収を開始すると通知した場合でも、7 月に決定する介護保険料の金額によっては特別徴収を中止し、10 月から普通徴収(納付書払い)へ切り替わる場合があります。その場合、8 月に中止の通知と納付書を送付します。

◎年度の途中で増額となる場合、増額分は普通徴収(納付書払い)となります。

◎年度の途中で減額となる場合、特別徴収から普通徴収へ切り替わります。

◎届け出により特別徴収から口座振替にすることができます(納付書払いにすることはできません)。

◎資格喪失や口座振替への変更等による特別徴収の中止には数か月かかります。

◎特別徴収の中止までに過払いが発生した場合は、後日世帯主へ還付または年金保険者に返金します。

■仮徴収について

特別徴収のうち、4 月、6 月、8 月の年金からの引き落としを仮徴収といいます。

仮徴収額は、国民健康保険料算定前に決定されるため、前年度の国民健康保険料等を元に算出します。

①前年度の国民健康保険料、10 月、12 月、2 月分が特別徴収だった世帯は、原則 2 月の国民健康保険料額と同じ金額を翌年度 4 月、6 月、8 月の年金から特別徴収します。

②前年度の国民健康保険料が普通徴収であった世帯は、前年度と同じ年額保険料と仮定し、それを年間の年金受給回数の 6 回で割った金額を 4 月、6 月、8 月の年金から特別徴収します。

(裏面)

国民健康保険料についての説明

- 1 納付義務者 国民健康保険料は、国民健康保険法第 76 条の規定により世帯主が納付義務者となります。
- 2 料 率 保険料は、基礎賦課額(医療分保険料)、後期高齢者支援金等賦課額(支援分保険料)、第 2 号被保険者(40 歳以上 65 歳未満の被保険者)につき算定した介護納付金賦課額(介護分保険料)及び子ども・子育て支援納付金賦課額(子ども分保険料)の合算額です。ただし、医療分保険料・支援分保険料・介護分・子ども分保険料がそれぞれの賦課限度額を超えた場合は、賦課限度額を徴収します。
- 3 保険料の減額 鳥取市国民健康保険条例第 18 条の規定に該当する世帯に対しては、世帯主、被保険者及び旧国保被保険者の所得を合算して判定し、医療分保険料、支援分保険料、介護分保険料及び子ども分保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ減額します。

※「旧国保被保険者」とは、後期高齢者医療の被保険者のうち、次のア及びイに該当する人をいいます。

ア 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する人

イ 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主(以後継続して世帯主である人に限ります。)と当該日以後継続して同一の世帯に属する人(当該日に国民健康保険の世帯主であった場合においては、当該日以後継続して国民健康保険の世帯主である人)

※災害、病気等により生活が著しく困難となった場合、減免制度があります。申請期限は納期限までですので、お早めにご相談ください。

- 4 督促及び延滞金 各納期限までに保険料を完納しなかったときは、督促を受け、さらに滞納処分が行われるほか、条例の定めにより延滞金が加算されます。
- 5 審査請求 この保険料の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で県の国民健康保険審査会に審査の請求をすることができます。ただし、前記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなります。
- 6 取消しの訴え この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に係る裁決の通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき、正当な理由があるとき。

様式第7号の6(第15条関係)

年度 国民健康保険料納付通知書兼特別徴収額中止通知

(世帯主) 様

年 月 日
鳥取市長 氏名 印

お問い合わせ番号
通知書番号
記号番号

鳥取県鳥取市

国民健康保険料の算出内訳 兼 変更通知

						通知書番号			
		医療分(変更前)	支援分(変更前)	介護分(変更前)	子ども分(変更前)	医療分(変更後)	支援分(変更後)	介護分(変更後)	子ども分(変更後)
軽減判定総所得			同 左				同 左		
所得割の元となる額			同 左				同 左		
A 所得割額									
B 均等割額									
C 平等割額									
①=A+B+C計									
軽減額	区分								
	D 均等割額								
	E 平等割額								
F 限度超過額									
②=①-D-E-F算出額									
減 免 額									
③月割増減額									
④賦 課 額									
⑤離職賦課減額									
変更の理由									

国民健康保険料の期別賦課額等

普通徴収 期割額	期別	変更前	変更後	納付済額	差引納付額	

特別徴収	月別	変更前	変更後

保険料率	区分	医療分	支援分	介護分	子ども分
	所得割	%	%	%	%
	均等割	円	円	円	() 円
	平等割	円	円	円	円

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

■国民健康保険料の計算

国民健康保険料は、被保険者ごとに医療分・支援分・介護分・子ども分を下記に記載した 3 項目に基づいて算出し、被保険者全員の合計額を世帯ごとに負担していただきます。介護分は、国民健康保険に加入している 40 歳から 64 歳までの方(40 歳の誕生日月から 65 歳の誕生日前月までの間)にかかります。

所得割：前年中の総所得金額等に対する保険料額

均等割：1 人当たりにかかる保険料額

平等割：1 世帯当たりにかかる保険料額

■納付義務者は世帯主

国民健康保険では、1 人ひとりが被保険者となりますが、加入は世帯ごとになります。保険料の納付も世帯ごとで、納付義務者は世帯主です。なお、世帯主自身が他の健康保険に加入している場合も、納付義務者は世帯主(擬制世帯主)で、納付通知書は世帯主あてに送付します。

■特別徴収について

国民健康保険料を年金からの引き落としでお支払いいただく方法を特別徴収といいます。

特別徴収の対象世帯については納付義務者である世帯主の年金から保険料が引き落としになります。

特別徴収の対象世帯は、次の①～③のすべてにあてはまり、年金保険者から特別徴収対象者として通知された世帯です。

①世帯内の国保被保険者全員(世帯主も国保被保険者)が 65 歳以上 75 歳未満。

②特別徴収の対象となる年金(担保に供していないものに限る)の受給額が年額 18 万円以上。

③年金から引かれる国民健康保険料と介護保険料の合計額が年金額の 2 分の 1 を超えていない。

◎特別徴収を開始すると通知した場合でも、7 月に決定する介護保険料の金額によっては特別徴収を中止し、10 月から普通徴収(納付書払い)へ切り替わる場合があります。その場合、8 月に中止の通知と納付書を送付します。

◎年度の途中で増額となる場合、増額分は普通徴収(納付書払い)となります。

◎年度の途中で減額となる場合、特別徴収から普通徴収へ切り替わります。

◎届け出により特別徴収から口座振替にすることができます(納付書払いにすることはできません)。

◎資格喪失や口座振替への変更等による特別徴収の中止には数か月かかります。

◎特別徴収の中止までに過払いが発生した場合は、後日世帯主へ還付または年金保険者に返金します。

■仮徴収について

特別徴収のうち、4 月、6 月、8 月の年金からの引き落としを仮徴収といいます。

仮徴収額は、国民健康保険料算定前に決定されるため、前年度の国民健康保険料等を元に算出します。

①前年度の国民健康保険料、10 月、12 月、2 月分が特別徴収だった世帯は、原則 2 月の国民健康保険料額と同じ金額を翌年度 4 月、6 月、8 月の年金から特別徴収します。

②前年度の国民健康保険料が普通徴収であった世帯は、前年度と同じ年額保険料と仮定し、それを年間の年金受給回数の 6 回で割った金額を 4 月、6 月、8 月の年金から特別徴収します。

(裏面)

国民健康保険料についての説明

- 1 納付義務者 国民健康保険料は、国民健康保険法第 76 条の規定により世帯主が納付義務者となります。
- 2 料 率 保険料は、基礎賦課額(医療分保険料)、後期高齢者支援金等賦課額(支援分保険料)、第 2 号被保険者(40 歳以上 65 歳未満の被保険者)につき算定した介護納付金賦課額(介護分保険料)及び子ども・子育て支援納付金賦課額(子ども分保険料)の合算額です。ただし、医療分保険料・支援分保険料・介護分・子ども分保険料がそれぞれの賦課限度額を超えた場合は、賦課限度額を徴収します。
- 3 保険料の減額 鳥取市国民健康保険条例第 18 条の規定に該当する世帯に対しては、世帯主、被保険者及び旧国保被保険者の所得を合算して判定し、医療分保険料、支援分保険料、介護分保険料及び子ども分保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ減額します。

※「旧国保被保険者」とは、後期高齢者医療の被保険者のうち、次のア及びイに該当する人をいいます。

ア 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する人

イ 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主(以後継続して世帯主である人に限ります。)と当該日以後継続して同一の世帯に属する人(当該日に国民健康保険の世帯主であった場合においては、当該日以後継続して国民健康保険の世帯主である人)

※災害、病気等により生活が著しく困難となった場合、減免制度があります。申請期限は納期限までですので、お早めにご相談ください。

- 4 督促及び延滞金 各納期限までに保険料を完納しなかったときは、督促を受け、さらに滞納処分が行われるほか、条例の定めにより延滞金が加算されます。
- 5 審査請求 この保険料の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で県の国民健康保険審査会に審査の請求をすることができます。ただし、前記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなります。
- 6 取消しの訴え この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に係る裁決の通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき、正当な理由があるとき。

様式第7号の7(第15条関係)

年度 国民健康保険料 納付通知書兼特別徴収(仮徴収)額変更通知

(世帯主) 様

年 月 日
鳥取市長 氏名 印

お問い合わせ番号
通知書番号
記号番号

鳥取県鳥取市

国民健康保険料の算出内訳 兼 変更通知

						通知書番号			
		医療分(変更前)	支援分(変更前)	介護分(変更前)	子ども分(変更前)	医療分(変更後)	支援分(変更後)	介護分(変更後)	子ども分(変更後)
軽減判定総所得			同 左				同 左		
所得割の元となる額			同 左				同 左		
A 所得割額									
B 均等割額									
C 平等割額									
①=A+B+C計									
軽減額	区分								
	D 均等割額								
	E 平等割額								
F 限度超過額									
②=①-D-E-F算出額									
減 免 額									
③月割増減額									
④賦 課 額									
⑤離職賦課減額									
変更の理由									

国民健康保険料の期別賦課額等

普通徴収 期割額	期別	変更前	変更後	納付済額	差引納付額	

特別徴収	月別	変更前	変更後

保険料率	区分	医療分	支援分	介護分	子ども分
	所得割	%	%	%	%
	均等割	円	円	円	() 円
	平等割	円	円	円	円

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

■国民健康保険料の計算

国民健康保険料は、被保険者ごとに医療分・支援分・介護分・子ども分を下記に記載した 3 項目に基づいて算出し、被保険者全員の合計額を世帯ごとに負担していただきます。介護分は、国民健康保険に加入している 40 歳から 64 歳までの方(40 歳の誕生日月から 65 歳の誕生日前月までの間)にかかります。

所得割：前年中の総所得金額等に対する保険料額

均等割：1 人当たりにかかる保険料額

平等割：1 世帯当たりにかかる保険料額

■納付義務者は世帯主

国民健康保険では、1 人ひとりが被保険者となりますが、加入は世帯ごとになります。保険料の納付も世帯ごとで、納付義務者は世帯主です。なお、世帯主自身が他の健康保険に加入している場合も、納付義務者は世帯主(擬制世帯主)で、納付通知書は世帯主あてに送付します。

■特別徴収について

国民健康保険料を年金からの引き落としでお支払いいただく方法を特別徴収といいます。

特別徴収の対象世帯については納付義務者である世帯主の年金から保険料が引き落としになります。

特別徴収の対象世帯は、次の①～③のすべてにあてはまり、年金保険者から特別徴収対象者として通知された世帯です。

①世帯内の国保被保険者全員(世帯主も国保被保険者)が 65 歳以上 75 歳未満。

②特別徴収の対象となる年金(担保に供していないものに限る)の受給額が年額 18 万円以上。

③年金から引かれる国民健康保険料と介護保険料の合計額が年金額の 2 分の 1 を超えていない。

◎特別徴収を開始すると通知した場合でも、7 月に決定する介護保険料の金額によっては特別徴収を中止し、10 月から普通徴収(納付書払い)へ切り替わる場合があります。その場合、8 月に中止の通知と納付書を送付します。

◎年度の途中で増額となる場合、増額分は普通徴収(納付書払い)となります。

◎年度の途中で減額となる場合、特別徴収から普通徴収へ切り替わります。

◎届け出により特別徴収から口座振替にすることができます(納付書払いにすることはできません)。

◎資格喪失や口座振替への変更等による特別徴収の中止には数か月かかります。

◎特別徴収の中止までに過払いが発生した場合は、後日世帯主へ還付または年金保険者に返金します。

■仮徴収について

特別徴収のうち、4 月、6 月、8 月の年金からの引き落としを仮徴収といいます。

仮徴収額は、国民健康保険料算定前に決定されるため、前年度の国民健康保険料等を元に算出します。

①前年度の国民健康保険料、10 月、12 月、2 月分が特別徴収だった世帯は、原則 2 月の国民健康保険料額と同じ金額を翌年度 4 月、6 月、8 月の年金から特別徴収します。

②前年度の国民健康保険料が普通徴収であった世帯は、前年度と同じ年額保険料と仮定し、それを年間の年金受給回数の 6 回で割った金額を 4 月、6 月、8 月の年金から特別徴収します。

(裏面)

国民健康保険料についての説明

- 1 納付義務者 国民健康保険料は、国民健康保険法第 76 条の規定により世帯主が納付義務者となります。
- 2 料 率 保険料は、基礎賦課額(医療分保険料)、後期高齢者支援金等賦課額(支援分保険料)、第 2 号被保険者(40 歳以上 65 歳未満の被保険者)につき算定した介護納付金賦課額(介護分保険料)及び子ども・子育て支援納付金賦課額(子ども分保険料)の合算額です。ただし、医療分保険料・支援分保険料・介護分・子ども分保険料がそれぞれの賦課限度額を超えた場合は、賦課限度額を徴収します。
- 3 保険料の減額 鳥取市国民健康保険条例第 18 条の規定に該当する世帯に対しては、世帯主、被保険者及び旧国保被保険者の所得を合算して判定し、医療分保険料、支援分保険料、介護分保険料及び子ども分保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ減額します。

※「旧国保被保険者」とは、後期高齢者医療の被保険者のうち、次のア及びイに該当する人をいいます。

ア 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する人

イ 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主(以後継続して世帯主である人に限ります。)と当該日以後継続して同一の世帯に属する人(当該日に国民健康保険の世帯主であった場合においては、当該日以後継続して国民健康保険の世帯主である人)

※災害、病気等により生活が著しく困難となった場合、減免制度があります。申請期限は納期限までですので、お早めにご相談ください。

- 4 督促及び延滞金 各納期限までに保険料を完納しなかったときは、督促を受け、さらに滞納処分が行われるほか、条例の定めにより延滞金が加算されます。
- 5 審査請求 この保険料の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で県の国民健康保険審査会に審査の請求をすることができます。ただし、前記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなります。
- 6 取消しの訴え この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に係る判決の通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。ただし、審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき、正当な理由があるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第7号から様式第7号の7までの改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に改正前の鳥取市国民健康保険条例施行規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。